

2020年度「GTEC」検定版（第1回・第2回）における変更点につきまして

日頃より、「GTEC」をご利用いただきありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令や、それに伴う全国の学校の休校等の状況を受け、本年度開催を予定しております「GTEC」検定版（第1回・第2回）に関して、以下の通り対応を変更させていただきます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、検定の延期や中止の判断をさせていただく場合には、別途改めて5月中旬頃にご案内させていただく予定でございます。

皆様には大変ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、「GTEC」を大学入試等でご利用いただいている状況を踏まえ、多くの方にご受検いただけるよう最大限の配慮を行って参りますので、何卒ご理解のほど宜しくお願いいたします。

記

■ 「GTEC」検定版 第1回検定・第2回検定における変更点

（1）申込締切日の変更

下記の通り、第1回（検定日：6月13日）・第2回（検定日：7月18日）検定の申込締切日を延長いたします。

第1回検定 申込締切日：2020年5月1日（金）17時	⇒	2020年5月20日（水）17時
第2回検定 申込締切日：2020年5月14日（木）17時	⇒	2020年5月29日（金）17時

（2）事前お届け資材の送付日の変更

申込締切日の変更に伴い、検定日1か月～1.5か月前にお届けを予定しておりました第1回・第2回検定の事前お届け資材（試験監督先生用マニュアル、事前演習セット、受検の前に読むしおり、付属学習教材（スキルUPワーク））の発送が遅延し、検定日1か月前を切ったのお届けとなる場合がございます。申込締切日以降順次発送させていただきます。

（3）「GTEC」検定版のご請求について

検定版につきましては、お申込締切日後の申込人数変更やキャンセルは受付不可としておりましたが、この度、申込締切日の延長に伴いまして、第1回検定：5/20（水）17時、第2回検定：5/29（金）17時までには人数変更等を受付いたします。なお、申込締切後の人数変更につきましては、「GTEC」検定受検規約に則ってご対応させていただきますので、予め「GTEC」検定受検規約をご確認ください。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う検定日当日における人数変更に関しましては、ご相談を頂きますようお願い申し上げます。

以上

「GTEC」検定受検規約

本規約は、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「弊社」）が「GTEC」検定（以下「本検定」）を実施するにあたり、学校（以下「学校」）に厳正な実施を行っていただくために、定めたものです。

第1条（申込について）

1. 学校は、本規約を読み、学校長および実施責任者が署名をしたうえで申込を行い、規約内容を遵守しなければなりません。
2. 学校は、受検者人数や問題タイプ等を正確に把握して、Benesse High School Online 上の申込 WEB 画面に必要な事項を漏れなく入力しなければなりません。
3. 本検定に関する契約は、学校が本検定の申込を行った時点で成立するものとします。
4. 学校は、弊社より「問題お届け部数のご案内 FAX」が届き次第、ただちに申込内容と相違がないか確認し、何かあれば速やかに弊社へ連絡しなければなりません。
5. 学校は、申込締切日を過ぎての「新規のお申込」「受検者人数の変更」「問題タイプの変更」「学年・コースなどの変更」は一切できません。
6. 学校は、弊社より請求書が到着次第、速やかに検定受検料の入金手続きをしなければなりません。
7. 請求は、当日の受検者人数に関わらず、申込時の受検者人数から、以下の人数を差し引いた数で行います。この他の理由により欠席した人数は、請求から差し引かれませんが、以下の理由のために欠席した受検者も、実施日を改めてアセスメントとして受検でき、その場合は元の請求人数に含めることとします。
 - ① 受検予定者のうち、忌引きのために受検しなかった人数（親等、日数の適用範囲は、学校の定める基準に準ずる）
 - ② 受検予定者のうち、公式大会への出場のために受検しなかった人数（大会主催者が、国、地方団体、および全国的に組織された団体で、かつ該当者が大会申込団体の代表選手としてその大会に出場する場合）
 - ③ 受検予定者のうち、進級・進学・就職要件となる実習や試験などのために受検しなかった人数（その試験・授業・実習に参加しなければ、進級・進学・就職できない場合）
 - ④ 受検予定者のうち、学校保健安全法施行規則に定められている感染症での学級閉鎖・学校閉鎖により受検しなかった人数（ただし、個人の出席停止には適用されない）
 - ⑤ 受検予定者のうち、公共交通機関の途絶や遅延により受検しなかった人数
 - ⑥ 受検予定者のうち、疾病その他の理由による長期休学により受検しなかった人数
 - ⑦ 受検予定者のうち、受検申込後の転校・退学により受検しなかった人数
8. 学校は、実施しない技能がある場合であっても、4技能分の検定受検料を支払わなければなりません。
9. 学校は、障がい等のある受検者への特別な配慮を希望する場合、Benesse High School Online 上に掲載する弊社指定の方法で事前に申請しなければなりません。

第2条（試験資料のお届け・保管および事前の準備について）

1. 試験資料は全国一律、検定日3～5営業日前の到着となり、スピーキング試験資料とその他技能の試験資料のお届け日が異なる場合があります。
2. 試験資料のお届け日指定はできません。
3. 「受検の前に読むしおり」「スキル UP ワーク」「事前演習セット」は、本検定実施前の弊社が定める時期に到着となり、お届け日指定はできません。
4. 学校は、試験資料が到着したら、不足物がないかを点検し、検定日まで「問題冊子」「実施用 CD」「生徒用タブレット」は使用せず、鍵のかかった場所で厳重に保管するものとします。
5. 学校は、本検定実施前に「受検の前に読むしおり」を受検者へ配付し、本検定実施日時や概要などを説明・周知するものとします。

6. 「問題冊子」は、本検定開始時間まで開いてはなりません。
7. リーディング・リスニング・ライティングのテストは、「実施用 CD」で進行・解答時間管理を行うため、学校は、CD を再生できる音声機器をあらかじめ準備するものとします。
8. 学校は、音声機器のチェックを事前に実施する際は、必ず問題冊子①の CD（リーディング実施用 CD）を使用し、問題冊子②の CD（リスニング・ライティング実施用 CD）は、本検定開始時間まで再生してはなりません。

第3条（実施について）

1. 実施日の変更は一切できません。
2. スピーキング実施機器（タブレット・イヤーマフ・イヤホン）の提供は、受検者人数の半数となるため、学校は、受検者をスピーキング試験前半受検グループとスピーキング試験後半受検グループに分けて、スピーキング実施機器を順に使用させるものとします。
3. 学校は、スピーキング試験中に、受検者がイヤーマフを不必要に外したり、過度に触ったりしないように指導・監督しなければなりません。
4. 学校は、弊社が指定した時間割で、全受検者同時に本検定を実施するものとします。
5. 学校は、スピーキング試験実施時、タブレットを異なる申込コード間（学年やコースなど）で混在して使用してはなりません。
6. 試験当日は、学校を会場とし、学校は、本検定実施教室として、スピーキング試験を前半と後半のグループに分けて実施するのに必要な教室数をあらかじめ確保するものとします。
7. 試験教室内における、不正行為につながる掲示物や机の落書き等は、事前に撤去または除去しなければなりません。
8. 本検定実施中、故意にスピーキング実施機器を損壊した場合は、その修理または再購入に要した実費を学校に請求します。
9. 学校は、実施責任者および監督者に、必ず「先生用タブレット」を使用させ、「生徒用タブレット」を試し利用させてはなりません。
10. 学校は、本検定実施中に天災など非常事態が発生した場合、受検者の安全確保を行うものとします。

第4条（厳正化について）

1. 学校は、実施責任者をして、本規約および「とりまとめ先生用実施の手引き」「試験監督先生用マニュアル」に記載のとおり、本検定の厳正な実施を担保しなければなりません。監督者に対しても、「試験監督先生用マニュアル」を事前に配付・記載事項を説明し、遵守事項を徹底しなければなりません。
2. 学校は、各教室に最低1名は監督者を配置し、本検定実施中常駐のうえ、本条第3項を遵守しなければなりません。
3. 学校は、監督者をして、以下の受検者の不正行為等に対する監督業務を適正に行わなければなりません。
 - ① 本検定開始前に、配付された問題冊子を開いて閲覧しようとする行為。
 - ② 本検定実施中に物音を立てる、声を出す、故意に周囲を笑わせるなど、他の受検者の受検を妨害する行為。
 - ③ 本検定実施中の携帯電話、スマートフォン、パソコン、電子辞書等の通信機器や電子機器、ウェアラブル端末・スマートウォッチなどの機器類の使用。
 - ④ 本検定実施中の参考書・問題集・電子辞書などの資料の閲覧。
 - ⑤ 本検定実施中に受検者が持参した荷物に手を触れる行為。
 - ⑥ カンニング行為など、実施責任者または監督者が不正と認めた行為。
 - ⑦ 学年・名前などを偽って受検する行為。
 - ⑧ 本人写真撮影の手順に従わず、不正な写真を撮影・提出する行為。
 - ⑨ 本検定の問題を不正に開示・漏洩する行為、また不正な開示・漏洩を受けて受検する行為。
 - ⑩ 本検定の問題を撮影するなどして複製・複写する行為。
 - ⑪ スピーキング試験実施中にメモをとる行為。
 - ⑫ その他、実施責任者および監督者の指示に従わず、本検定の進行を妨げ、他の受検者に迷惑をかける行為。

為、受検者としてふさわしくない行為。

4. 学校は、本条第3項に該当する不正行為を発見した場合、監督者をして、ただちに該当者の受検を中止させなければなりません。その受検者の受検は無効となり、弊社は検定受検料を返金しません。
5. 厳正な本検定の実施を確認するため、弊社は、本検定実施状況の記録・報告を依頼する場合があります。また、本検定当日に弊社担当者が実施会場へ訪問・立ち会いをする場合があります。学校は、正当な理由がない限り、これらを拒否することはできません。

第5条（実施後について）

1. 学校は、「問題冊子」を2冊ともに回収用封筒で回収のうえ、厳重に管理するものとし、後日届く解答・解説集と一緒に受検者へ再配付しなければなりません。
2. 学校は、監督者をして、本検定終了後、マークシートに必要事項のマーク漏れ・記入漏れがないか、また回収後は回収漏れがないかを確認するものとします。
3. 学校は、実施責任者をして、「とりまとめ先生用手引き」に従い、マークシートやスピーキング実施機器等の返送の準備を正しく行うものとします。異なるコード間（学年やコースなど）で、資材を混在して返送してはなりません。
4. マークシートやスピーキング実施機器等の学校からの返送日は、検定日の翌営業日とし、学校による指定・変更は一切できません。ただし、休校等でどうしても難しい場合は、「マークシート等返送遅延理由申告書」の提出を条件に返送日変更を認める場合があります。
5. スピーキング試験実施中にタブレットの不具合や、トラブルが発生した場合は、「受検者集計表」に該当受検者の情報や受検状況の詳細を記載するものとします。
6. 成績帳票の再発行は、対応可能期間であれば学校からの要望に基づき弊社で承ります。ただし、再発行には2～3週間かかります。弊社は受検者本人や保護者からの要望には対応しません。
7. オフィシャルスコア証明書に印刷された顔写真は、スコアが受検者本人のものであるという証明であり、実施後に変更することはできません。
8. 受検者本人や保護者から成績データについて問い合わせがあった場合、弊社は対応しません。
9. 本検定の結果は、志望する大学から指示を受けた受検者本人が、大学へ提出することがあります。大学から弊社に、受検者の受検結果について問い合わせがあった場合、弊社は、受検者の開示意思を確認できたものに限り、受検結果を開示します。

第6条（個人情報について）

弊社における個人情報の取り扱いについては、「とりまとめ先生用実施の手引き」に定める通りとします。

第7条（受検の無効について）

1. 学校が以下項目のいずれかに該当した場合、本検定の受検をオフィシャルスコアを含め無効とし、弊社は学校に対し、検定受検料は返金しません。受検者への説明責任は学校が負うものとし、弊社は学校および受検者に対し一切の責任を負わないものとします。
 - ① 弊社の承諾なく検定日以外で本検定を実施した場合。
 - ② 実施責任者および監督者が、本規約および「とりまとめ先生用実施の手引き」「試験監督先生用マニュアル」に従わず実施した場合。
 - ③ 弊社が指定した時間割で全受検者同時に実施できず、それが故意または過失による場合。
 - ④ 学校の都合により返送に不備があった場合。
 - ⑤ 本検定終了後、受検者の解答内容に手を加えた場合。
 - ⑥ その他、本規約に違反した場合。
2. 本条第1項に該当し受検が無効と判断された場合、状況に応じて弊社が定める期間において、本検定のお申込を停止することがあります。